

沼津市新中間処理施設整備運営事業

審査講評

令和7年1月

沼津市新中間処理施設整備運営事業者選定委員会

沼津市（以下「本市」という。）では、清掃プラントをはじめ、民間事業者を含む複数の中間処理施設（以下「既存施設」という。）にて、燃やすごみ等の焼却処理、資源ごみ及び埋立ごみの選別・資源化処理を行っている。このうち、基幹的な中間処理施設である清掃プラントについては、昭和 51 年度の竣工から 48 年以上が経過し、老朽化が進行するとともに、耐震性能を有していないことから、既存施設に代わる新中間処理施設の整備が求められている。

本市においては、新中間処理施設の整備及び運営について、民間企業の創意工夫・ノウハウを取り入れることにより、経済的かつ効率的に実施するために、設計・施工から完成後の運営までを一体的に発注する DBO 方式（Design（設計）、Build（建設）、Operate（運営））により、事業を実施する方針を定めた。

事業者の選定については、地方自治法施行令第 167 条の 10 の 2 の規定による総合評価落札方式とし、これを適正に実施するため、沼津市新中間処理施設整備運営事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を附属機関として設置した。選定委員会では、募集要項や落札者決定基準に関して意見を述べること、技術提案書等に係る審査を行うこと及び最優秀提案者の選定を行うこととした。

令和 5 年 8 月以降、計 6 回の選定委員会を開催し、募集要項、落札者決定基準及び技術提案等について、入札における公正性及び競争性の確保を図るため、厳正に審議、審査・評価を行った。

このたびは、最優秀提案者の選定に係る経緯及び審査結果等を審査講評として取りまとめたものである。

選定委員会の各委員においては、それぞれの専門的知識や豊富な経験に基づく貴重な御意見と活発な御議論を頂き、また、円滑な議事進行に御協力いただいたことに感謝申し上げます。

最後に、本市においては、事業者との特定事業契約を適切に締結し、施設の整備及び運営に当たっては、事業者と良きパートナーシップを構築され、安全安心な廃棄物処理が図られるとともに、地域住民との信頼関係の更なる向上と、本市における循環型社会並びに脱炭素社会の形成につながる運営をされることを期待する。

令和 7 年 1 月

沼津市新中間処理施設整備運営事業者選定委員会
委員長 荒井 喜久雄

目次

1. 事業の目的	1
(1) 主旨と目的	1
(2) 本件事業の整備方針	1
2. 事業の概要	2
(1) 事業名称	2
(2) 事業場所等	2
(3) 計画施設の概要	2
(4) 事業期間	3
(5) 事業の内容	3
3. 落札者の選定方法	6
(1) 選定方法	6
(2) 沼津市新中間処理施設整備運営事業者選定委員会の設置	6
4. 総合評価の方法と手順	7
(1) 落札者の決定方法	7
(2) 入札参加資格の審査	7
(3) 基礎審査項目の審査方法	7
(4) 技術評価項目の審査方法	8
(5) 価格評価点の審査方法	10
(6) 選定の手順と経緯	11
5. 審査結果	13
(1) 入札参加資格審査	13
(2) 基礎審査	13
(3) 技術評価項目の審査	14
(4) 価格審査	15
(5) 総合評価結果	15
6. 審査講評	16
(1) 技術評価項目の講評	16
(2) 総評	17

1. 事業の目的

(1) 主旨と目的

沼津市新中間処理施設整備運営事業（以下「本件事業」という。）は、新中間処理施設（以下「本件施設」という。）の建設工事と本件施設の運営管理業務を事業者に一括して長期的かつ包括的に発注する DBO 方式により実施するものである。

既存施設に代わる本件施設の整備及び運営管理業務において、事業者が有するノウハウと創意工夫が効果的に発揮されることにより、ごみ処理事業が有すべき公共サービスを高い水準で発揮・維持しつつ、財政負担が低減されることを期待するものとし、適切な事業実施により施設整備方針の具現化を目指すものである。

(2) 本件事業の整備方針

次に掲げる6つの整備方針は、本件施設の計画、設計、建設及び運営の全般にわたる基本的方向性を示す方針として位置付けるものである。

- ① 地球に優しい施設
- ② 安定・安全性に優れた施設
- ③ 資源や熱エネルギー等を効率良く利活用できる施設
- ④ 維持管理が容易で経済性に優れた施設
- ⑤ 市民に開かれた施設
- ⑥ 周辺環境と調和した施設

2. 事業の概要

(1) 事業名称

沼津市新中間処理施設整備運営事業

(2) 事業場所等

所在地	沼津市山ヶ下町 2404-3 他	
敷地面積	約 24,576m ²	
都市計画事項	用途地域	準工業地域
	防火地域	指定なし
	高度地区	指定なし
	建ぺい率	60%以下（工場立地法に基づく生産施設面積率は50%以下）
	容積率	200%以下
	都市計画区域	市街化区域
	都市施設	ごみ焼却場
	景観計画重点地区	指定なし
	風致地区	指定なし
	日影規制	敷地周辺に指定あり
緑化率	「沼津市土地利用事業指導要綱」及び「工場立地法第4条の2第2項の規定に基づく準則を定める条例」に基づく緑化基準を満たすこと	

(3) 計画施設の概要

ごみ焼却施設	<p>(1) 処理方式：ストーカ式焼却炉</p> <p>(2) 施設規模：210t/日（105t/炉×2炉 24時間連続運転）</p> <p>(3) 処理対象物：</p> <ul style="list-style-type: none"> ア. 燃やすごみ イ. 焼却粗大ごみ ウ. 衛生プラントし渣 エ. 中間処理選別残渣 オ. 可燃性破碎選別残渣 カ. 不燃性破碎選別残渣 キ. 漂着ごみ ク. 災害廃棄物 ケ. その他 <p>(4) 発電設備：蒸気タービン発電機</p> <p>(5) 余熱利用施設：近隣敷地に整備予定</p>
--------	--

リ サイ クル 施 設	<p>(1) 処理方式</p> <p>ア. 破碎・選別処理系列：破碎＋選別（回分処理）＋貯留・搬出</p> <p>イ. 缶処理系列：選別＋圧縮＋貯留・搬出</p> <p>ウ. ビン処理系列：破碎＋貯留・搬出</p> <p>エ. ペットボトル処理系列：選別＋圧縮・結束＋貯留・搬出</p> <p>オ. 危険ごみ処理系列：選別（ヤード内での仕分け）＋破碎＋貯留・搬出</p> <p>カ. ストック機能：貯留・搬出</p> <p>(2) 施設規模と処理対象物：23t/日（1日あたり5時間稼働）</p> <p>ア. 破碎・選別処理系列：16.3t/日 （処理対象：焼却粗大ごみ、埋立ごみ、家電製品、金属類、 その他プラスチック資源ごみ）</p> <p>イ. 缶処理系列：1.3t/日（処理対象：飲食用缶）</p> <p>ウ. ビン処理系列：3.5t/日（処理対象：飲食用ビン）</p> <p>エ. ペットボトル処理系列：1.6t/日（処理対象：ペットボトル）</p> <p>オ. 危険ごみ処理系列：0.3t/日（処理対象：危険ごみ）</p> <p>カ. ストック機能：（貯留対象：紙パック、自己搬入された古紙・古布）</p> <p>(3) そ の 他：環境学習機能を備えた研修設備等を整備する</p>
そ の 他 施 設	自己搬入ヤード、管理棟、クリーンセンター管理事務所棟、計量棟、洗車場、敷地内外構設備等

（４）事業期間

事業期間は、特定事業契約締結の日から、令和32年3月31日までとする。
建設工事請負契約に基づく建設工事の期間（工期）は、令和11年12月31日までとする。
運営管理業務委託契約に基づく業務委託期間は令和32年3月31日までとする。なお、
契約締結日から令和11年12月31日までを「事前準備期間」と規定し、令和12年1月1
日から令和32年3月31日までを「実運営期間」（20年3か月）という。

（５）事業の内容

① 建設工事に関して事業者が行う業務の範囲

ア. 工事名

沼津市新中間処理施設建設工事

イ. 設計施工範囲の概要

事業者は、特定事業契約に基づき、本件施設の設計及び施工を行う。事業者が行う本件工事の設計・施工範囲は次のとおりとし、その他必要な仮設設備の設置・運用、必要な許認可の取得、実施設計に必要な調査（地質調査等）及び試運転（予備性能試験、引渡性能試験等を含む）を行う。

A) 土木建築工事関係（地質詳細調査、杭打工事、建築機械設備、建築電気設備を含む。）

以下のうち、A～Gの別棟・合棟の区分は、事業者の技術提案書によるものとする。ただし、Dを工場棟と別棟とする場合は、渡り廊下や連絡通路等で物理的に接続すること。

- A. ごみ焼却施設 工場棟（他建屋と合棟も可とする）
 - B. リサイクル施設 工場棟（他建屋と合棟も可とする）
 - C. 自己搬入ヤード（他建屋と合棟も可とする）
 - D. 管理棟（他建屋と合棟も可とする）
 - E. クリーンセンター管理事業所（他建屋と合棟も可とする）
 - F. 多目的利用施設（他建屋と合棟も可とする）
 - G. 計量棟（他建屋と合棟も可とする）
 - H. 渡り廊下（必要に応じて）
 - I. 特別高圧受変電棟（必要に応じて）
 - J. 洗車場
 - K. A～J以外の建屋（必要に応じて）
 - L. 煙突外筒（工場棟との一体型を想定）
 - M. 敷地内外構工事
- B) プラント設備工事関係（ごみ焼却施設：エネルギー回収型廃棄物処理施設）
- A. 受入供給設備
 - B. 燃焼設備
 - C. 燃焼ガス冷却設備
 - D. 排ガス処理設備
 - E. 余熱利用設備
 - F. 通風設備
 - G. 灰出し設備
 - H. 給水設備
 - I. 排水処理設備
 - J. 共用設備
 - K. 電気設備
 - L. 計装制御設備
 - M. 研修設備
- C) プラント設備工事関係（リサイクル施設：マテリアルリサイクル推進施設）
- A. 受入供給設備
 - B. 破碎・選別処理系列
 - C. 缶処理系列
 - D. ペットボトル処理系列
 - E. ビン処理系列
 - F. 危険ごみ処理系列
 - G. 貯留・搬出設備
 - H. 除じん・脱臭設備
 - I. 給水設備
 - J. 排水処理設備
 - K. 共用設備
 - L. 電気設備
 - M. 計装設備
 - N. 研修設備

② 運営管理業務に関して事業者が行う業務の範囲

ア. 業務の名称

沼津市新中間処理施設運営管理業務

イ. 業務範囲の概要

事業者が行う業務内容は、運営管理業務に係り本市が行う業務を除く、本件施設の運営管理に必要な全ての業務とする。なお、事業者は、本市が行う業務についても必要な支援と協力を行う。

- A) 受付管理業務（計量棟での受付管理、自己搬入ヤードでの案内・指示に係る業務については令和17年4月1日からとする）
- B) 運転管理業務
- C) 維持管理業務
- D) 環境管理業務
- E) 有効利用及び適正処分業務
- F) 情報管理業務
- G) 防災管理業務
- H) その他関連業務（清掃、敷地内緑地維持管理、見学者受付及び対応、夜間・休日等の住民対応等）

③ 本市が行う業務の範囲の概要

ア. 建設工事に係るもの

- A) 建設用敷地の確保
- B) 建設用敷地の測量の実施
- C) 都市計画法に基づく都市計画決定
- D) 設計及び施工に関する監理業務
- E) 余熱利用施設整備事業、敷地北側本市職員用駐車場整備工事の実施
- F) 都市ガス、電気、下水道等のインフラ引込工事
- G) 電力工事負担金の支払い

イ. 運営管理業務に係るもの

- A) 計量棟での受付管理、自己搬入ヤードでの案内・指示に係る業務（令和12年1月1日から令和17年3月31日までの間に限る）
- B) 運営モニタリング業務
- C) 搬出入計画の作成及び改定
- D) 処理対象物の搬入業務
- E) 余剰電力の売却等業務
- F) ごみ処理に伴う処分業務
- G) 資源物の売却及び資源化業務
- H) 行政視察対応業務
- I) 住民対応業務
- J) その他、これらを実施する上で必要な業務

3. 落札者の選定方法

(1) 選定方法

落札者の選定は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 10 の 2 第 3 項に規定する総合評価一般競争入札により実施した。

(2) 沼津市新中間処理施設整備運営事業者選定委員会の設置

技術提案の審査は、選定委員会において実施するものとした。

選定委員会は、本件事業の落札者決定基準及び最優秀提案者の選定等に関する事項を審議するために本市が設置した附属機関であり、表 1 に示す 6 名の委員で構成するものとした。

表 1 沼津市新中間処理施設整備事業者選定委員会名簿

	区 分	所 属	氏 名	備 考
1	学識経験を有する者	元公益社団法人全国都市清掃会議 技術指導部長	荒井 喜久雄	委員長
2	〃	元東京エコサービス株式会社 環境技術部 技術管理担当部長	谷川 哲男	副委員長
3	〃	株式会社 NTT データ経営研究所 執行役員 パートナー	村岡 元司	
4	〃	武蔵野大学工学部建築デザイン学科 教授	水谷 俊博	
5	〃	一般財団法人日本環境衛生センター 理事	藤原 周史	
6	〃	青山学院大学 大学院 会計プロフェッション研究科 教授	山口 直也	

4. 総合評価の方法と手順

(1) 落札者の決定方法

本件事業の入札に参加する資格があると確認された者（以下「入札参加者」という。）から、募集要項に基づき提出された技術提案について技術評価を行い、技術評価点を付与するものとした。また、入札価格については価格評価点を付与するものとした。

技術評価点と価格評価点の合計点を評価値とし、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した者のうち、評価値が最も高い者を落札者とするものとした。なお、評価値の満点を100点とし、技術評価点と価格評価点には各々60点、40点を配点するものとした。

(評価値の計算方法)

$$\text{評価値（100点満点）} = \text{技術評価点（60点満点）} + \text{価格評価点（40点満点）}$$

(2) 入札参加資格の審査

本市において、本件事業の入札への参加を希望する者から提出された申込書類について、入札説明書「4-1. 入札参加者が備えるべき参加資格要件」に示す資格要件を満たすことを審査し、参加資格要件を満たす者を入札参加者とした。

(3) 基礎審査項目の審査方法

本市は、技術提案書の提出に先立ち、入札参加者に対して対面対話及び現場見学会を実施し、募集要項に関する質疑応答及び開催日時点における施設配置計画等に関する対話を対面形式にて実施した。正式な回答は、技術提案書等の作成に関する質疑への回答と併せて本市ホームページで公表した。

本市は、入札参加者より提出された技術提案書について、表2に示す基礎審査項目の充足状況に関する審査（以下「基礎審査」という。）を実施した。基礎審査は、落札者決定基準に基づき入札参加者が提出した技術提案書について、募集要項に基づく技術提案であることを確認することが目的であり、技術評価点は付与しないものとした。また、技術提案の内容が基礎審査項目に示す項目を一つでも満たしていない場合は、入札参加資格を失うものとした。

基礎審査の過程においては、要求水準書等で規定する内容に対し、技術提案の内容に疑義がある場合は、当該技術提案を提出した入札参加者に対し、確認依頼書（確認事項）の送付及び回答の受領による明瞭化作業を実施した。

表2 基礎審査項目

項目	小項目	評価の視点・方法
技術提案書全般	技術提案書全般	<ul style="list-style-type: none">● 提案内容に齟齬や矛盾がないか● 指定様式や作成要領に従った構成であるか
工事計画	工事計画	<ul style="list-style-type: none">● 要求水準書にて指定する計画概要及び設計施工指針が適切に反映されているか● 全体工事工程が要求水準書に示す手順及び工期が満足されているか

項目	小項目	評価の視点・方法
工事仕様	プラント設備工事	● 各設備装置機器の設計仕様が、要求水準書に指定する仕様及び設計の考え方を満足しているか
	土木建築工事	● 仮設設備、建築物、車両動線、作業動線、見学者動線等、要求水準書に指定する各施設・設備が適切に計画配置されているか ● 設計仕様が、要求水準書に指定する仕様、考え方を満足しているか
運営管理業務	運営管理業務計画	● 運営管理体制について、要求水準書を踏まえ適切に計画されているか ● 運営管理業務全般について、要求水準書を踏まえ適切に計画されているか ● 業務全般について、本市と民間事業者の業務区分を適切に理解しているか
事業全般	事業全般	● 入札説明書等に示すリスク分担と考え方に齟齬がないか ● 要求水準書を踏まえた事業実施体制が構築されているか

※入札参加者による独自の追加的提案があった場合は、募集要項に照らし合わせて、本市の要求する水準を満たすか否かの判断を行うこととし、必要に応じて明瞭化作業等により確認を実施した。

(4) 技術評価項目の審査方法

選定委員会では、入札参加者から提出された技術提案書について、表3に示す技術評価項目に基づき審査を実施した。技術評価の項目、評価の視点並びに各評価項目における得点の付与方法及び配点については、落札者決定基準に従うものとした。

① ヒアリングの実施

選定委員会における技術評価項目の審査に際しては、ヒアリングを実施するものとし、対面形式にて、入札参加者による技術評価項目提案書に関するプレゼンテーション及び技術提案内容に関する質疑応答を実施した。

② 技術評価項目の考え方

技術評価項目は、以下に示す考え方に基づき、「整備方針に係る評価」、「エリア全体のコンセプトに係る評価」、「その他」の3つを設定した。技術評価の項目、評価の視点及び各評価項目における配点は表3に示すとおりである。

ア. 整備方針に係る評価

沼津市新中間処理施設整備基本設計（令和4年3月）に示す「整備方針」を踏まえ、本件事業の計画・設計・建設・運営に関する方針に基づき技術評価項目を設定した。なお、技術評価項目の設定に際しては、要求水準書の記載内容が整備方針を十分に踏まえたものであることを考慮し、本市が入札参加者による創意工夫と優れた提案を特に期待する事項とした。

イ. エリア全体のデザインに係る評価

本件施設と余熱利用施設を併せた、エリア全体のコンセプトに係る技術評価項

目を設定した。

ウ. その他

その他の事業実施に際しての配慮事項に係る技術評価項目を設定した。

表 3 技術評価項目の構成と配点

評価大項目/評価項目	配点	評価の視点
整備方針に係る評価		
●資源化機能の充実 (リサイクルの推進)	3	①廃棄物の資源化について、安定的かつ継続的に高い品質を確保することが可能となる、設備面や運営面に関する工夫について、優れた提案がなされているか。
	5	②破碎選別処理系列において、「その他プラスチック資源ごみ」を、高純度で選別・回収を行う機能について、優れた提案がなされているか。
○余剰電力量の最大化に向けた設計と施設運営	15	①提案する余剰電力量について、定量的に評価する。
○長期安定稼働、長寿命化及び維持管理費縮減への対応	5	①30年3か月間の維持管理費について、定量的に評価する。
	15	②施設を50年間稼働させることを前提に、設備・施設計画及び維持管理計画について、長期安定稼働、長寿命化、維持管理費の縮減を考慮した、優れた提案がなされているか。
●施設配置動線計画	2	①安全で円滑な車両動線計画について、優れた提案がなされているか。
	5	②敷地条件を踏まえ、維持管理性を考慮した施設配置計画について、優れた提案がなされているか。
エリア全体のデザインに係る評価		
●エリア基本コンセプトに則する提案	4	①「市民に開かれた、人と人が交流する施設」を実現するため、整備エリア基本コンセプトに基づく有効な提案がなされているか。
その他		
○地元経済貢献	6	①提案する地元経済貢献額について、定量的に評価する。
技術評価項目得点 (合計)	60 点	

注) 評価項目欄のうち「●」の項目は定性評価、「○」の項目は定量評価、または定量評価と定性評価の併用により評価を行う項目とした。

③ 評価方法と考え方

技術評価項目の審査にあたっては、入札参加者が提出する技術提案書のうち技術評価項目に対応した技術評価項目提案書を審査の対象とした。

技術評価項目提案書の評価は、評価項目ごとの評価の視点に即して評価するものとした。評価項目の評価方法は、以下に示すア及びイにより評価点を算出した。

技術評価項目の評価、技術評価項目得点の付与に当たっては、評価項目ごとに選定委

員会各委員による評価の平均値を算出し、合計した得点を技術評価項目の得点とした。技術評価項目得点の計算に際して小数点以下の数字が生じた場合の端数処理は、小数点第3位以下を切り捨て、小数点第2位までを求めた。

ア 定性評価を行う評価項目については、次の五段階による評価を基本とした。

表4 定性評価項目の点数化

評価	判断基準	点数化
A	提案について、非常に優れた工夫がなされている	配点×1.00
B	「AとCの中間程度」	配点×0.75
C	提案について、工夫がなされている	配点×0.50
D	「CとEの中間程度」	配点×0.25
E	提案について、要求水準は満たしているが、懸念事項が存在する	配点×0.00

イ 定量評価を行う評価項目については、最良の提案値に配点の満点、他の技術提案値に最良の提案値に対する割合に応じて点数を付与する方式とした。

④ 技術評価点の計算方法

技術評価点は、技術評価項目得点を合計して算出した。

(5) 価格評価点の審査方法

価格評価点は、入札価格に応じて以下の計算方法により算出した。ただし、価格評価点算出の際は、定量化限度額を設けるものとし、定量化限度額未満の入札があった場合は、イの計算方法に従い価格評価点を付与するものとした。この場合、定量化限度額未満の入札価格には満点の40点を付与するものとし、複数の応札者の入札価格が定量化限度額未満であった場合も同様に、当該応札者の全てに40点を付与するものとした。定量化限度額は、予定価格の78%として設定した。なお、価格評価点算出の際は、小数点第3位以下を切り捨て、小数点第2位までを求めた。

(価格評価点の計算方法)

ア 全ての入札価格のうち最低入札価格が基準額以上の場合

$$\text{価格評価点} = 40 \text{ 点} \times \frac{\text{最低入札価格}}{\text{入札価格}}$$

イ 全ての入札価格のうち最低入札価格が基準額未満の場合

$$\text{価格評価点} = 40 \text{ 点} \times \frac{\text{基準額}}{\text{入札価格}}$$

(6) 選定の手順と経緯

落札者選定までの経緯並びに入札手続きの概要は、表5と図1にそれぞれ示すとおりである。

表5 落札者選定の経緯

令和5年8月3日	第1回沼津市新中間処理施設整備事業者選定委員会 (議事) 委員会の検討内容及びスケジュールについて、実施方針(案)及び入札参加要件等について、要求水準書(案)について
8月31日	第2回沼津市新中間処理施設整備事業者選定委員会 (議事) 予定価格の設定方針について、要求水準書(案)について、落札者決定基準の考え方について
10月17日	実施方針、要求水準書(案)の公表
11月6日	実施方針、要求水準書(案)への質疑提出期限
12月28日	上記質疑への回答、実施方針(変更)の公表
令和6年2月29日	第3回沼津市新中間処理施設整備事業者選定委員会 (議事) 落札者決定基準について、各技術評価項目の考え方について、低入札調査基準価格及び定量化限度額の設定について
3月21日	特定事業の選定
4月8日	入札公告 募集要項の公表
4月19日	募集要項への質疑提出期限(1回目)
4月26日	上記質疑への回答
5月8日 ～5月15日	総合評価一般競争入札参加申込書類の受付 1者の企業より入札参加申込み
5月22日	資格審査結果の通知
6月11日	対面対話及び現場見学会の開催 (1者の入札参加者に対して開催)
6月24日	募集要項への質疑提出期限(2回目)
7月8日	上記質疑への回答
8月30日	技術提案書及び入札書の提出期限 1者の入札参加者より受領(基礎審査の開始)
10月23日	技術提案に関する確認事項の通知(明瞭化作業の一環)
11月6日	確認事項回答資料及び誓約書の提出期限
11月14日	技術ヒアリング開催の通知(基礎審査の完了)
11月28日	技術ヒアリング用説明資料の提出期限
12月6日	第4回沼津市新中間処理施設整備事業者選定委員会 (議事) 技術提案書の基礎審査結果について、技術ヒアリングと採点の進め方について、技術評価項目の評価方法について
12月12日	技術ヒアリング (内容) 技術提案内容のプレゼンテーション及び質疑応答 第5回沼津市新中間処理施設整備事業者選定委員会 (議事) 技術評価項目の審査(採点)、技術評価項目採点結果の報告
12月19日	開札 価格評価点の付与、評価値の確定
令和7年1月9日	第6回沼津市新中間処理施設整備事業者選定委員会 (議事) 最優秀提案者の選定について、審査講評について(落札者決定に係る学識経験者意見聴取を含む)

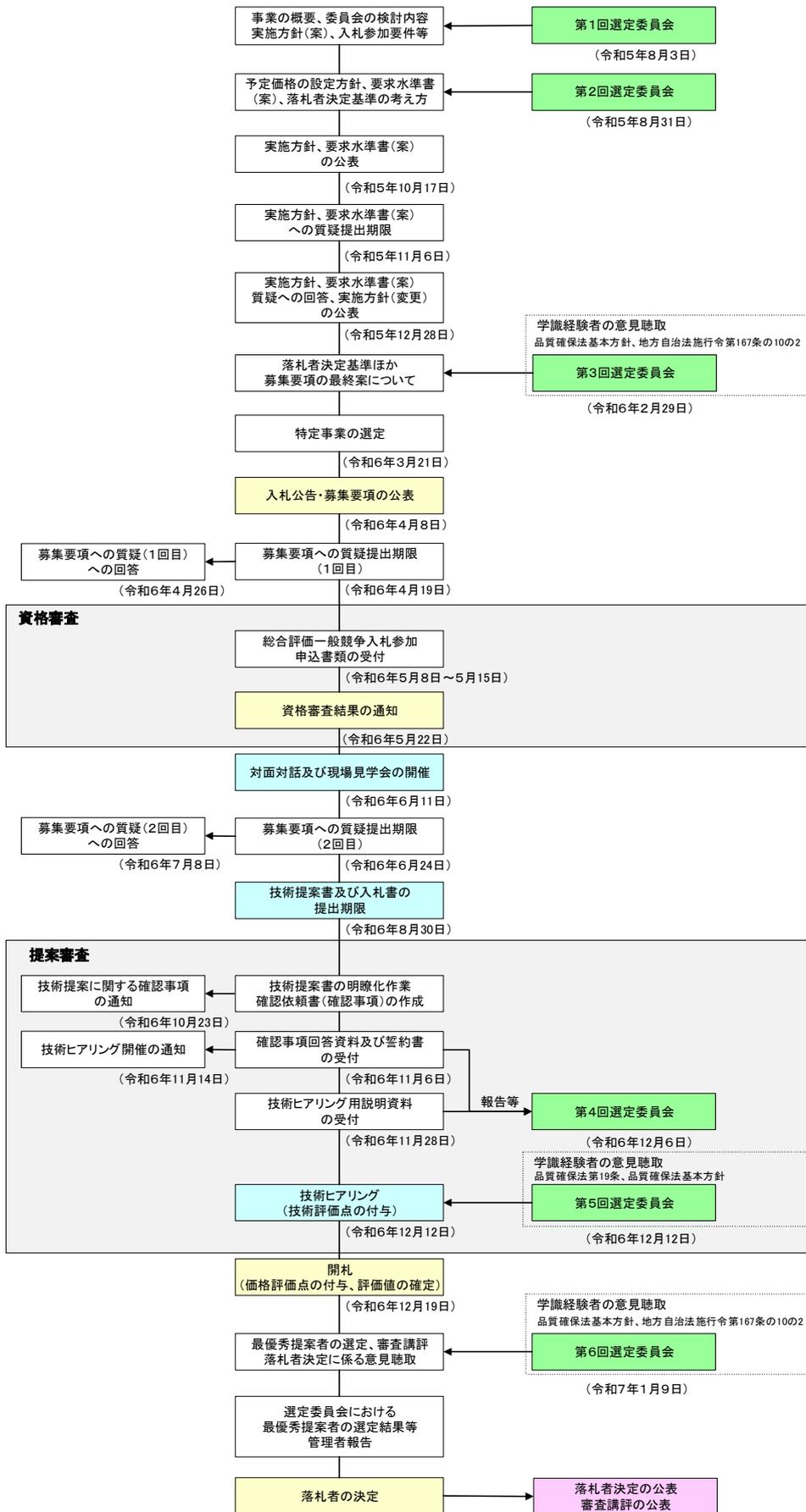


図1 入札手続きの概要

5. 審査結果

(1) 入札参加資格審査

本件入札への申込については、表5に示す1者の企業グループより「申込書類」が提出され、入札説明書の「入札に参加する者に必要な資格」に示す資格要件を満たすことを確認した。なお、選定委員会での審査・評価においては、提案者名称を用いるものとし、入札参加者の名称から企業名が特定できないよう匿名性を確保した。

表6 入札参加者一覧

提案者名称	入札参加者名称等
みかんグループ	入札参加者の名称 タクマグループ 代表企業 株式会社タクマ 東京支社 構成企業 前田建設工業株式会社 静岡営業所 株式会社東畑建築事務所 本社オフィス東京 大藤建設株式会社 株式会社加藤工務店 株式会社佐藤建設 株式会社タクマテクノス

(2) 基礎審査

本市は、入札参加者から提出された技術提案書について、落札者決定基準に基づく審査を行い、表7に示すとおり「みかんグループ」が基礎審査項目を充足することを確認した。

なお、基礎審査の過程においては、技術提案の内容が、要求水準書等で規定する内容に対して疑義があるものについて、当該技術提案を提出した入札参加者に対し、確認依頼書（確認事項）による明瞭化作業を実施し、要求水準書等で規定する内容に適合することを確認した。

表7 基礎審査の結果

項目	小項目	みかんグループ
技術提案書全般	技術提案書全般	○
工事計画	工事計画	○
工事仕様	プラント設備工事	○
	土木建築工事	○
運営管理業務	運営管理業務計画	○
事業全般	事業全般	○

(3) 技術評価項目の審査

選定委員会は、基礎審査項目の充足を確認した技術提案書のうち、技術評価項目に関する技術評価項目提案書について、落札者決定基準に基づく審査を実施した。各技術評価項目のうち、定性評価を行う項目の評価については、各委員の評価の平均値を技術評価項目の得点とした。審査結果は表8に示すとおりであった。

表8 技術評価項目の審査結果と技術評価点

評価大項目/評価項目	配点	みかんグループ
整備方針に係る評価		
●資源化機能の充実（評価の視点①）	3点	2.00点
●資源化機能の充実（評価の視点②）	5点	3.12点
○余剰電力量の最大化に向けた設計と施設運営	15点	15.00点
○長期安定稼働、長寿命化及び維持管理費縮減への対応（評価の視点①）	5点	5.00点
●長期安定稼働、長寿命化及び維持管理費縮減への対応（評価の視点②）	15点	9.37点
●施設配置動線計画（評価の視点①）	2点	1.58点
●施設配置動線計画（評価の視点②）	5点	3.12点
エリア全体のデザインに係る評価		
●エリア基本コンセプトに則する提案	4点	3.00点
その他		
○地元経済貢献	6点	6.00点
技術評価項目得点の合計	60点	48.19点

技術評価点	60点	48.19点
-------	-----	--------

(4) 価格審査

本市は、入札参加者立会いのもと入札書を開札し、入札価格が予定価格の範囲内であることを確認した上で、落札者決定基準に基づき価格評価点を算出した。入札価格及び価格審査の結果は、表9に示すとおりであった。

表9 入札価格及び価格審査結果

みかんグループ	
入札価格	45,400,000,000 円 (税抜)
価格評価点	40.00 点

表10 予定価格及び定量化限度額

予定価格	45,472,000,000 円 (税抜)
定量化限度額	35,468,160,000 円 (税抜)

(5) 総合評価結果

選定委員会は、技術評価点と価格評価点の合計を評価値とし、評価値が最も高いみかんグループ（入札参加者の名称：タクマグループ）を最優秀提案者として選定した。

表11 総合評価結果

提案者名称	技術評価点 (①)	価格評価点 (②)	評価値 (①+②)	順位
タクマグループ	48.19 点	40.00 点	88.19 点	1 位

6. 審査講評

(1) 技術評価項目の講評

事業者選定委員会における技術評価項目の講評は、表 12 に示すとおりである。

表 12 技術評価項目の講評

評価大項目/評価項目	講 評
整備方針に係る評価	
●資源化機能の充実 (評価の視点①)	・資源物等の選別純度や回収率を向上・維持するための取組み、リチウムイオン電池等の異物除去の徹底に向けたハード・ソフトの両面での工夫が提案されていた。
●資源化機能の充実 (評価の視点②)	・プラスチックのリサイクルプロセスに適さない不要物の選別除去に着眼したプラスチック資源物の選別回収フローと、品質管理指標が提案されていた。
○余剰電力量の最大化に向けた設計と施設運営	・提案する余剰電力量について定量的に評価した。
○長期安定稼働、長寿命化及び維持管理費縮減への対応 (評価の視点①)	・提案する維持管理費について定量的に評価した。
●長期安定稼働、長寿命化及び維持管理費縮減への対応 (評価の視点②)	・AI 自動燃焼技術や高耐久材料の採用等、長期安定稼働と長寿命化に配慮した工夫がなされていた。 ・IoT や ICT 等のデジタルツールを活用した運営支援とメンテナンス技術が提案され、具体的な方針のもと補修・更新計画が立てられていた。
●施設配置動線計画 (評価の視点①)	・収集車両、自己搬入車両、見学来場車両の各々の車両動線を分離する工夫が講じられている他、繁忙期の自己搬入車両対策が提案されていた。
●施設配置動線計画 (評価の視点②)	・主要な階層レベルを整えた上で、メンテナンス動線や作業スペースに配慮したレイアウトが提案されていた。
エリア全体のデザインに係る評価	
●エリア基本コンセプトに則する提案	・人を呼び込むためのレイアウト上の工夫がなされ、自由見学に配慮した動線が提案されていた。
その他	
○地元経済貢献	・提案する地元経済貢献額を定量的に評価した。

(2) 総評

本件事業の入札に参加した「タクマグループ」の技術提案については、本件事業の背景や特徴を理解した上で、最新技術と創意工夫を盛り込み、本市が要求する水準を上回るものであった。このことを踏まえ、今回の入札を総評すると、入札参加者は1者であったが、技術提案については優れたものであり、総合評価一般競争入札を採用した目的に即した調達であったと判断する。

落札者決定基準に基づき、技術面及び価格面から総合的に評価した結果、選定委員会として、株式会社タクマ東京支社を代表企業とするタクマグループを最優秀提案者として選定するに至った。タクマグループには、意欲的な技術提案書を作成・提出していただき、その熱意と多大な労力に敬意を表するとともに、感謝を申し上げる。

今後、新たに整備・運営する新中間処理施設においては、本市と最優秀提案者が協働し、万全の安全対策のもと、適正に一般廃棄物の処理を行うとともに、ごみエネルギーの有効利用や、資源物の選別回収を通じ、沼津市圏域の資源循環と脱炭素化が促進されるよう祈念する。

最後に、最優秀提案者に対し、各委員から以下の意見・要請が付されていることから、今後の施設整備と運営管理に際しては、これらの意見に対し、十分な配慮を講じられることを要請する。

- ① 本市にとって重要な都市施設であることを認識し、かつ地域の信頼と協力のもとで成り立つ事業であることを十分に踏まえ、万全の環境保全対策のもと、長期にわたり安全で安定した一般廃棄物の処理が継続可能な施設とすること。
- ② 排ガス等をはじめとする公害防止基準値について、全事業期間にわたって確実に遵守すること。
- ③ プラスチック資源物の選別・回収については、現時点では確立された技術がないことから、将来を見据え、最新の知見に基づく設計を行うものとし、実運営段階においては、本市と十分に協議の上で、柔軟な対応を行うこと。
- ④ リチウムイオン電池については、処理対象物に混入した場合、施設の火災につながる恐れが高いことから、技術評価項目提案書等に基づく事業者のノウハウを活かし、リチウムイオン電池の特性に応じた対策を確実に履行すること。
- ⑤ 資源物の選別・回収に当たっては、回収率・純度・不要物の混入率等に関する定量的な品質管理指標を定めた上で、運営管理を行うこと。
- ⑥ 余剰電力量の増加に向け、絶えず工夫と改善に努めること。
- ⑦ 敷地内の車両動線においては、動線が合流する箇所において十分な安全対策等を講じるものとし、動線の分離の際に迷いが生じることがないように、視覚的に分かり易い標識等を設けること。
- ⑧ 本件施設への見学者対応については、無予約での対応を可能としていることを踏まえ、エントランス棟、歩行者デッキ等をはじめとする施設全体において、万全の安全対策を行うよう徹底すること。
- ⑨ 施設の外観・内観デザイン、見学者用設備等の施設的设计全般について、本市との実施設設計協議を通じ、エリア整備基本コンセプトをよりよい形で具体化するよう努めること。

- ⑩ 建設工事にあたっては、特に設計施工の監理が重要であるため、本市が行う確認、指示、指摘等に対しては、真摯に応じること。
- ⑪ 昨今の人手不足や働き方改革等により、工事の遅延が懸念されることから、工期を短縮するための工程管理の手法や新技術の活用等を積極的に提案するよう努めること。
- ⑫ 施設の引き渡し時に、将来にわたる性能発揮の評価が困難な AI や IoT を活用した技術提案等については、その提案が確実に履行されるよう、運営開始後もセルフモニタリングを適切に実施し、履行状況を報告すること。
- ⑬ 運営管理業務にあたっては、本市や地域との信頼関係を確立・維持するため、積極的な情報公開に努めること。
- ⑭ 緊急対応マニュアルについては、地震や火災等の自然災害だけでなく、作業従事者の労務災害や、施設見学者の怪我等の人的な事故等に関する事項を想定したマニュアルを作成することにより、リスク管理を行うこと。なお、マニュアルを作成する際は、想定し得るリスクを全て洗い出した上で、マニュアルの作成を行うとともに、形式的な内容とするのではなく、実際に対応可能な行動計画について、具体的に定めること。
- ⑮ 運営管理を行うにあたり、安定的な雇用の確保に務めるとともに、十分な人材育成を実施すること。
- ⑯ 建設工事及び運営管理業務全般において、技術評価項目提案書に基づき、地元の人材雇用や、地元企業の活用について、積極的に行うよう努めること。
- ⑰ 事業者によるセルフモニタリングチェック体制を確立し、安定稼働に努めること。また、セルフモニタリング報告書については、本市職員が、安定的に運営管理されていることを容易に判断できる内容とすること。さらに、セルフモニタリング報告書については、市民が容易に理解できる内容とした上で、市民に対して積極的に情報発信すること。
- ⑱ その他、提案内容の履行に際しては、本市と十分に協議するとともに、誠意をもって対応すること。

沼津市新中間処理施設整備事業者選定委員会

委員長	荒井 喜久雄
副委員長	谷川 哲男
	村岡 元司
	水谷 俊博
	藤原 周史
	山口 直也

以 上